

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 施策体系

めざ
す姿

基本理念

基本方針

すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち

1. 子どもの視点を尊重します

2. すべての子どもと子育て家庭を支援します

3. 社会全体で子育てを支援します

①幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

②地域での子育て支援の充実

③妊娠・出産期からの切れ目のない支援

④子どもの心身の健やかな成長に資する子育て環境の整備

⑤子育てを支援する生活環境の整備

⑥職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

⑦子どもの安全の確保

⑧専門的な知識及び技術を要する支援の推進

⑨経済的な支援の推進

2 基本方針での基本施策と取り組み・事業

基本方針1 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

◆◇推進施策◇◆

【1-1】幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育環境の整備を図ります。

施設型保育給付

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|--------|---------|---|------------|
| 認定こども園 | 保育・幼稚園課 | 就学前の子どもに関する教育・保育や地域での子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置が推進されるよう支援します。また、認可保育所整備と併せて、必要な入所定員の確保に努めます。 | 0歳～小学校就学前 |
| 幼稚園 | 保育・幼稚園課 | 幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。 | 満3歳～小学校就学前 |
| 保育所 | 保育・幼稚園課 | 保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、認可保育所整備を推進するなど、必要な入所定員の確保に努めます。 | 0歳～小学校就学前 |

地域型保育給付

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-------|---------|---|-------------------|
| 家庭的保育 | 保育・幼稚園課 | 家庭的保育者が、居宅等のさまざまなスペースで、家庭的な雰囲気のもと、少人数（5人以下）の保育を必要とする乳児・幼児（原則として満3歳未満）を対象に保育を実施する事業です。子ども・子育て支援新制度では、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じて計画的に整備を進めています。 | 原則として 0歳～満3歳未満 |
| 小規模保育 | 保育・幼稚園課 | 都市部等で増加する満3歳未満児の保育需要への対応や人口減少地域等で保育基盤の維持を図るために、保育を必要とする乳児・幼児（原則として満3歳未満）を対象に、定員6人以上20人未満の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気で、保育を実施する事業です。子ども・子育て支援新制度では、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じて計画的に整備を進めています。 | 原則として 0歳～満3歳未満 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|---------|---------|--|-------------------|
| 居宅訪問型保育 | 保育・幼稚園課 | 保育を必要とし、障がいや疾病等により集団保育が著しく困難と認められる乳児・幼児を対象に、その乳児・幼児（原則として満3歳未満）の居宅で1対1を基本とする保育を実施する事業です。子ども・子育て支援新制度では、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じて計画的に整備を進めていきます。 | 原則として 0歳～満3歳未満 |
| 事業所内保育 | 保育・幼稚園課 | 企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設で、その従業員の子どもや地域の子どもで、保育を必要とする乳児・幼児（原則として満3歳未満）を保育する事業です。子ども・子育て支援新制度では、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、企業の意向や地域のニーズに応じて、計画的に整備を進めています。 | 原則として 0歳～満3歳未満 |



基本方針2 地域での子育て支援の充実

◆◇推進施策◇◆

【2-1】地域での子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行うため、地域での様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援事業に関する情報提供等を推進します。

地域子ども・子育て支援事業

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|------------------------|-------------------------------------|--|----------------------|
| 利用者支援事業 | 保育・幼稚園課 | 子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。 | 妊娠期～小学校就学前 |
| 一時預かり事業 | 保育・幼稚園課 | 保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時に認定こども園、幼稚園、保育所などで保育を行います。 | 0歳～小学校就学前 |
| 延長保育事業 | 保育・幼稚園課 | 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。 | 0歳～小学校就学前 |
| 病児・病後児保育事業 | 保育・幼稚園課 | 認定こども園・幼稚園・保育所等に通っている児童が病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に、一時に預かります。 | 0歳～小学3年生 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 保育・幼稚園課 子育て支援課 子ども総合相談センター事務所 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。 | 0歳～小学校就学前の子どもとその保護者 |
| 児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業） | 子育て支援課 | 就労等により保護者が宿間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。入会児童の増加に対応するため、計画的に専用施設の新築や増改築などの整備を行い、量と質の向上に取り組みます。また、国の「放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組みます。 | 小学生 |
| 子育て短期支援事業 | 子育て支援課 | 保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時に困難になった児童を保護します。また、夫等の暴力から一時に逃れるためや経済的な理由により緊急一時に保護が必要になった母子の保護を行います。今後も広報紙等によって周知に努め、利用を促進します。 | 18歳未満の子ども及び緊急一時保護の母子 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|----------------------------------|----------------|--|-----------------|
| 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 | 子ども総合相談センター事務所 | 養育支援が必要でありながら自主的に支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。(要支援児童等に対する適切な対応) | 0歳～18歳 |
| 妊婦一般健康診査事業 | 健康づくり推進課 | 妊婦一般健康診査(一部公費負担)を行い、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。広報紙やホームページへの掲載、チラシの配布等で受診勧奨のために周知・啓発を図ります。 | 妊婦 |
| 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) | 健康づくり推進課 | 生後4か月末満の乳児のいる家庭を保健師又は訪問員(母子保健推進員等)が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 | 生後4か月末満の乳児のいる家庭 |
| ファミリー・サポート・センター事業(育児) | 子育て支援課 | 子育てに関し、「援助を受けたい方(依頼会員)」と「援助を行いたい方(提供会員)」両者のあっ旋等を行います。利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員数のバランスを保ちます。また、より安全な援助活動を行うため講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図ります。 | 生後6か月の乳児～小学生 |
| 実費徴収による補足給付を行う事業 | 保育・幼稚園課 | 子ども・子育て支援新制度での支給認定子どもが、特定教育・保育等を利用した際の給食費や教材費・行事費等の実費負担分について、生活保護世帯等に対し、費用助成を行います。 | 0歳～小学校就学前 |
| 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | 保育・幼稚園課 | 地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規の事業者が円滑に、新制度で保育所、小規模保育事業等での保育等事業に参入できるよう必要な支援を行います。 | 保育等事業への新規参入者 |

地域子ども・子育て支援事業以外の事業

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|------------------|-------------------------------|---|--|
| 子育て支援総合コーディネート事業 | 子ども総合相談センター事務所 | 多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、関係機関と連携をもちながら、情報提供、サービス利用の利便性向上及び円滑化等を図ります。また、保健師、保育士等の職員及び、関係機関を対象に、より専門性を高め、関係機関との連携を強化するため、研修会等を開催し、スキル向上を図ります。 | 0歳～18歳 |
| 子ども総合相談 | 子ども総合相談センター事務所 教育支援センター事務所 | 教育・福祉両部門の子どもに関する相談支援機能を集約し、「松山市子ども総合相談」を設置しています。子どもに関するさまざまな問題や悩みを1箇所で総合的に相談することができます。今後も相談体制の充実や職員のスキル向上を図ります。 | 0歳～18歳 |
| 子育て支援サービス利用料の助成 | 子育て支援課 | ファミリー・サポート・センターやシルバー人材センターが実施する保育や送迎などの子育て支援サービス利用料を助成します。また、ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）を対象に助成額を増額します。 | ファミサポ：生後6か月から小学生までの子どもがいる保護者 シルバー人材：1歳から小学3年生までの子どもがいる保護者 |
| 子育て情報の周知 | 子育て支援課 | 子育て情報を冊子、ウェブサイト、メール等さまざまな方法で周知します。民間事業者とも連携・協力して行政だけでは届けにくい場所にも情報を届けるよう努めます。 | 概ね20歳までの子どもと子育て家庭 |
| 家庭・子育て相談室 | 子育て支援課 | 家庭での児童の健全育成の指導（家庭児童相談及び父子相談）、婦人の保護更生指導（婦人相談）、母子家庭・寡婦の身上相談や自立に必要な指導・助言（母子相談）を行います。 | ひとり親世帯や寡婦、全年齢の女性 |
| 子育てサロンの運営 | 地域学習振興課 | 子育て中の親子が気軽に公民館や分館に集い、会話や情報交換をすることで、精神的な安定感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する子育てサロンを運営します。 | 0歳～小学校就学前 |

【2-2】保育サービスの充実

施設型保育給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業以外で、休日保育、夜間保育等の多様な保育需要に応じて、利用しやすい保育の提供を推進します。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|------------------------|---------|--|-----------|
| 休日保育事業 | 保育・幼稚園課 | 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、日曜日・祝日の保育を行います。地域のニーズを検証しながら、実施施設の拡大を検討します。 | 0歳～小学校就学前 |
| 夜間保育事業 | 保育・幼稚園課 | 夜間でも保育を必要とする子どもに対し、保育を行います。地域のニーズを検証しながら、実施事業者の拡大を検討します。 | 0歳～小学校就学前 |
| 乳児保育事業 | 保育・幼稚園課 | 乳児を保育施設にて保育します。景気の低迷等による共働き世帯の増加に伴い、乳児の保育ニーズは高まっていることから、今後も事業の拡大と質の向上に努めます。 | 1歳未満 |
| 保育教諭及び保育士の研修事業 | 保育・幼稚園課 | 各種研修会への職員派遣及び研修会の開催により、保育教諭及び保育士の知識及び技能の向上を図ります。 | 0歳～小学校就学前 |
| 一時預かり事業 【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【2-1】参照 | 0歳～小学校就学前 |
| 公立保育所の民間委託 | 保育・幼稚園課 | 民間活力の活用によって、より一層の利用者ニーズにこたえるとともに、中長期にわたり安定した新たな保育の供給システムの構築を図ります。 | 0歳～小学校就学前 |
| 地域保育所(認可外保育施設)施設運営補助事業 | 保育・幼稚園課 | 地域保育所(認可外保育施設)への補助事業により、保育の提供支援と、入所児童の健康・福祉の向上に努め、継続的に支援を行います。 | 0歳～小学校就学前 |
| 認証保育所制度の運用 | 保育・幼稚園課 | 地域保育所(認可外保育施設)のうち、一定の基準を満たした施設を「認証保育所」として松山市が認証し、運営費等の補助や、保護者への保育料補助を行うなど、乳幼児がより良好な環境で保育を受けることができるよう、保育水準の向上に努めます。 | 0歳～小学校就学前 |
| 事業所内保育施設の設置推進 | 保育・幼稚園課 | 現在、事業所内保育施設を設置・運営する事業所に対し、設置費及び運営費の補助を行っています。今後についても、継続的に支援を行います。 | 0歳～小学校就学前 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-----------|---------|--|-----------|
| 保育園庭芝生化事業 | 保育・幼稚園課 | 保護者・子ども・地域で協働する中で、公立保育所園庭に芝生を植え育て、地域でのよりよい子育て環境を形成するとともに、子どもの豊かな感性の醸成とコミュニケーション能力の向上を図ります。なお、平成26年度までに、公立保育所8園の芝生化を行っています。 | 0歳～小学校就学前 |

【2-3】児童の健全育成

地域で児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりや、青少年の健全育成に向けた地域社会全体での取り組みを推進します。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|--------------|---------------------------|---|------------------------------|
| 児童遊園地・公園整備事業 | 子育て支援課 公園緑地課 | 地域の安全な遊び場を確保するため、児童遊園地及び公園を設置しています。定期的に遊具等の安全点検を実施します。 | 児童遊園地：概ね小学校低学年まで 都市公園：全年齢 |
| 児童館等管理運営事業 | 子育て支援課 | 児童館及び児童センターを市内7箇所に設置しています。各施設で引き続き各種事業を実施し、地域の児童の健全育成を図ります。 | 0歳～18歳 |
| 育児相談事業 | 保育・幼稚園課 子ども総合相談センター事務所 | 認定こども園、公私立の幼稚園及び保育所や地域子育て支援センターでは、専門性を有する職員等の相談事業を実施するとともに、地域の関係機関との連携や協力体制を強化し、保護者に適切な情報を提供します。「子ども総合相談センター事務所」では、子育て親子の交流の場の提供、相談、講習の実施、関連情報の提供等を行っていきます。 | 0歳～18歳 |
| 親子ふれあい事業 | 教育支援センター事務所 | 親子でさまざまな体験・学習活動等を行うイベントを開催します。親子のふれあい・参加者の交流を深めながら、家庭教育や生涯学習について考える機会を持ち、異年齢交流やボランティアの意識の向上を図ります。 | 小・中学生とその保護者 |
| 公民館元気活躍支援事業 | 地域学習振興課 | 公民館や各地域活動に必要な職員の配置や経費を負担し、また地域住民のニーズに即した講座や地域課題解決のための活動を行い、その中で青少年を対象とした学習機会の提供や子どもを持つ親にポイントを置いた学習などを実施します。また、公民館活動の紹介や地域情報を発信することにより、地域に密着した円滑な公民館運営を行い、元気で活力に満ちた人づくり・地域づくりを推進します。 | 全年齢 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|----------------------|-------------|---|----------------------|
| 野外活動センター運営事業 | 文化・スポーツ振興課 | 青少年の健全育成を図るため、野外活動センターの自然や施設を生かし、季節に応じた様々な野外活動を体験する機会を提供します。 | 全年齢 |
| 放課後子ども教室運営事業 | 地域学習振興課 | 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。また、国の「放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組み、平成31年度末までに、全小学校区の半数程度で一体型の放課後子ども教室の整備を目指します。 | 小学生 |
| 子ども育成事務事業(子ども育成条例関係) | 教育支援センター事務所 | 子どもを育成するための施策を総合的に推進するため、まつやま子ども育成会議を運営します。また、子どもたちが自らの意見や考えを出し合い、市に対して提案等を行う「まつやま子ども会議」のあり方について検討します。さらに、子ども育成条例やまつやま子どもの日の趣旨等の普及啓発を図るため、まつやま子どもの日及びまつやま子ども週間には、各種事業を実施します。 | 全年齢 |
| 青少年センター施設管理事業 | 教育支援センター事務所 | 施設を利用する個人及び団体が、年間を通じて利用できる環境整備、受付等の管理運営業務を実施しています。青少年の交友と研さんの「場」と「機会」を提供し、社会性豊かな青少年の健全育成を図ります。 | 小学生を除く 12歳以上35歳未満 |
| 不登校対策総合推進事業 | 教育支援センター事務所 | 教育総合相談、訪問交流型不登校対策、パソコンを使った学校復帰支援、適応指導教室の運営などにより、不登校児童生徒への学校復帰や社会的自立に向けたさまざまな支援を行います。 | 18歳未満 |
| 問題行動等対策事業 | 教育支援センター事務所 | 児童生徒の問題行動等について、教師や関係機関と連携を図りながら、児童生徒やその保護者とのかかりわり、生徒指導面等への支援や自立支援教室の運営を行います。 | 18歳未満 |
| おはなし会事業 | 中央図書館事務所 | 乳幼児・児童を対象としたおはなし会を、市立図書館各館で実施するとともに、市立幼稚園を会場に出前おはなし会を開催するほか、保健所では初妊婦を対象にした絵本講座を開催します。また、おはなしボランティア養成講座などを開催し、ボランティアの育成や普及に努めます。 | 全年齢 |
| 幼年少年消防クラブ育成事務 | 消防局警防課 | 幼年消防クラブ加入園及び少年消防クラブ加入校を対象に、「1日消防学校」や「みんなの消防フェスタ」への参加等を通じて防火防災についての学習を実施します。今後も児童の防火・防災意識の啓発に努めます。 | 小学生以下 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|----------------------------|--------|--------------|---------|
| 児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）【再掲】 | 子育て支援課 | 推進施策【2-1】参照 | 小学生 |

【2-4】公共施設等の活用や世代間交流の促進

公共施設や商店街の空き店舗等の活用、また、地域の高齢者等の参画による世代間交流の促進等を推進します。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|---------------------|---------|--|---------------------|
| いきがい交流センターしみず管理運営事業 | 高齢福祉課 | 小学校の余裕教室を活用し、高齢者の生きがいづくりの場として「地域交流事業」などを実施し、高齢者と児童の交流を行っています。また、「ふれあい教室」などを開催し、地域福祉の拠点として福祉・学習コミュニティの形成と融合を図ります。 | 主に小学生 |
| 親子ふれあいコミュニティ広場事業 | 保育・幼稚園課 | 市立幼稚園の園庭を開放し、親子で楽しく過ごす時間と場所を提供します。親・子・教師がともにいろいろな遊びを楽しんだり、子育て相談をしたりする中で、子どもの成長を感じ、育児の意欲を喚起するとともに、育児不安の解消、保護者同士のつながりを広げる機会としていきます。また、私立幼稚園の同種事業の周知にも努めます。 | 0歳～小学校就学前の子どもとその保護者 |
| 商店街空洞化対策事業 | 地域経済課 | 商店街振興組合等と連携して、商店街の空き店舗を活用した住民の福祉又は利便向上につながる教育文化事業や社会福祉事業を通じて、高齢者・若者・子育て世帯等のコミュニティ形成を図る事業を推進します。 | 商店街関係団体 |
| 地域活動クラブ事業 | 子育て支援課 | みらいクラブ(レクリエーションやボランティア活動を通じて地域の子育て応援団として活動している団体)を支援することにより、地域に根ざした子育て支援活動を推進します。 | 概ね小学生以下 |

基本方針3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

◆◇推進施策◇◆

【3-1】子どもや母親の健康の確保

妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健での健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|--------------------|----------|---|------------------|
| 1歳6か月児健診 | 健康づくり推進課 | 1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に集団健診及び内科診察を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。今後も、個人通知や広報掲載等により受診勧奨を行い受診率の向上に努めます。 | 1歳6か月～2歳未満 |
| 3歳児健診 | 健康づくり推進課 | 3歳～4歳未満の幼児を対象に問診、身体計測、診察、歯科健診、育児相談等を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。今後も個人通知や広報掲載等により受診勧奨を行い受診率の向上に努めます。 | 3歳～4歳未満 |
| はじめてのパパ・ママのための教室 | 健康づくり推進課 | 妊娠20週～35週の初妊婦と夫を対象に、お風呂の入れ方の実習や講演を行い、妊婦、出産及び育児についての正しい知識の普及に努めます。夜間、休日に実施し、夫が参加しやすい環境づくりに努めます。 | 妊娠20週～35週の初妊婦と夫 |
| はじめてのママのための教室 | 健康づくり推進課 | 妊娠16週～35週の初妊婦を対象に歯科講演、絵本・母乳育児に関する講話、赤ちゃん人形を使用した実習を実施します。また、座談会を設けて、妊婦同士の交流の場となるように取り組んでいきます。 | 妊娠16週～35週の初妊婦 |
| 赤ちゃん相談 | 健康づくり推進課 | 乳児の健康状態を観察し、保護者の育児不安の解消に努め、乳児の健やかな発育・発達を促すため、相談・指導を行います。保護者のライフスタイルの変化に伴う相談の多様化や、参加者数の増加等、状況に合わせた改善を行います。 | 1歳未満の乳児とその保護者 |
| 妊婦一般健康診査事業 【再掲】 | 健康づくり推進課 | 推進施策【2-1】参照 | 妊婦 |
| 乳児一般健康診査 | 健康づくり推進課 | 3～4か月の乳児及び9～10か月の乳児を対象に、出生届の受付時に乳児一般健康診査受診票を交付し、医療機関にて個別健康診査を行います。今後も継続して受診勧奨を行います。 | 3～4か月及び9～10か月の乳児 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-----------------------------|--------------------|---|----------------------|
| 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【再掲】 | 健康づくり推進課 | 推進施策【2-1】参照 | 生後4か月未満の乳児のいる家庭 |
| 予防接種 | 保健予防課 | 予防接種法で定められた各予防接種の啓発や実施を行うことにより、疾病の発生・まん延を予防し、子どもたちの健康の保持・増進を図ります。 | 生後2～90か月（ワクチンにより異なる） |
| 乳幼児を持つ親のための救命講習 | 消防局警防課 | 乳幼児を持つ保護者を対象に、心肺蘇生法、応急手当、AEDの取扱い、救急車の適正利用等を内容とする講習を行います。今後も乳幼児の救命手当等の普及啓発に努めます。 | 乳幼児を持つ保護者 |
| パパ・ママ救命講習 | 消防局警防課 健康づくり推進課 | 妊娠婦の夫婦対象に、保健師による新生児・乳児の身体的特徴についての講義と救急隊員等による心肺蘇生法、AEDの取扱い、気道異物除去等を内容とする講習を行います。 | 妊娠婦とその夫 |
| 不妊治療費助成事業 | 健康づくり推進課 | 特定不妊治療等を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、指定医療機関での治療に要した費用の全部又は一部を助成します。 | 該当要件に合致した夫婦 |

【3-2】「食育」の推進

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子どもも参加型の取り組みを推進します。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|------------------|---------|--|---------------------|
| 在園児・保護者に対する食育事業 | 保育・幼稚園課 | 認定こども園、幼稚園、保育所で「食育計画」を作成し、給食会議の実施、野菜や果物の栽培・収穫体験、親子クッキング、食育に関する保育参観、アレルギー食等に関する個別相談を実施します。また、調理体験、地域の高齢者等との交流等を行うとともに、「松山市食育推進計画」に基づき関係機関と連携を図りながら食育の推進を行います。 | 0歳～小学校就学前 |
| 地域の子育て家庭に対する食育事業 | 保育・幼稚園課 | 「松山市食育推進計画」に基づき、地域子育て支援センター・地域等の関係機関が連携し、保育所以外の子育て家庭を対象に、食に関する講習会、離乳食等食に関する情報発信、個別の栄養相談を実施します。 | 0歳～小学校就学前の子どもを持つ保護者 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|---------------|----------|---|-----------------|
| まちの食育講座 | 健康づくり推進課 | 各地域で、幅広い世代を対象に、栄養士や食生活改善推進員による講習と調理実習を行います。正しい食事のあり方、知識の普及、郷土料理の伝承等栄養の情報を発信し、健康づくりを支援します。 | 全年齢 |
| 栄養相談事業 | 健康づくり推進課 | 管理栄養士等が食べ物・栄養に関する相談や食事指導等を行います。離乳等の食事に関する個別相談も行っています。乳幼児期から思春期を通して発達段階に応じた具体的な指導を行い、栄養・食生活等の情報提供なども実施していきます。 | 全年齢 |
| 子どもの食物アレルギー講座 | 健康づくり推進課 | 子どもの食物アレルギーについて、正しい情報や知識を提供し、不安や悩みが軽減できるよう支援をします。 | 全年齢 |
| モグモグ離乳食講座 | 健康づくり推進課 | 赤ちゃんの初めての食事である離乳食を、実際に見たり食べたりすることで、子どもの成長に伴った進め方を知ることができるとができる講座を実施します。 | 妊娠～生後8か月児までの保護者 |
| 学校給食での食育推進事業 | 保健体育課 | 「よりよい学校給食推進実施計画」に基づき、食育の推進に努めます。また、栄養教諭等を中心として、学校現場での食育推進体制の充実を図るとともに、家庭での食育を推進するため、関係団体と連携して親子体験型食育イベントを引き続き実施します。 | 市立幼稚園児、小・中学生 |

【3-3】思春期保健対策の充実

性に関する健全な意識の涵養や、タバコやアルコール、薬物、思春期の心の問題に係る教育及び、相談事業の充実等を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|---------|----------------------------|--|-----------------|
| 思春期健康教育 | 健康づくり推進課 保健予防課 医事薬事課 | 思春期の児童・生徒の身体・心の変化や性感染症等について伝えるとともに、妊婦体験や子育て体験を行う機会の提供及びタバコやアルコール、薬物に関する情報の提供や、これらに関する相談事業を実施します。また、思春期にかかる教職員や保護者に対して講演会等を開催します。 | 思春期の児童・生徒及び保護者等 |

【3-4】小児救急医療の充実

乳幼児から小児等の急な発病に対応できるよう、小児救急医療について、関係機関と連携を図り体制の維持に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|---------------------|--------|--|---------------------|
| 小児の一次救急医療の確保 | 医事薬事課 | 松山医療圏内の開業医・勤務医の協力を得て、21時から翌朝8時までの間、松山市急患医療センターに小児科医を配置し、夜間の小児救急医療を確保するとともに、休日については松山市医師会が運営する休日診療所に対して支援を行うことで休日の救急医療を確保しています。 | 0歳～中学生 |
| 小児救急医療体制の整備 | 医事薬事課 | 松山医療圏内3市3町（松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町）が運営に関して応分の負担を行い、小児の急病患者へ応急処置を行う一次救急医療（松山市急患医療センター・松山市医師会休日診療所等）と、入院・手術等が必要な重症患者に対応する小児二次救急医療を整備し、症状に応じた救急医療の確保を行っています。なお、直接生命にかかわる重篤な救急患者を収容・加療する三次救急医療には、県立中央病院救命救急センターが対応します。 | 0歳～中学生 |
| 小児救急医療の適正受診に向けた啓発事業 | 医事薬事課 | 幼稚園や保育所等で、乳幼児を持つ保護者を対象とする「小児救急医療啓発出前講座」を実施し、小児救急医療体制の現状や、救急医療機関の上手な利用方法、自宅で行うことができる応急的な処置について説明等を行い、「救急医療機関の適正な利用の仕方」について啓発を行い意識の向上を図ります。 | 0歳～小学校就学前の子どもを持つ保護者 |
| 消防救急体制の充実 | 消防局警防課 | すべての消防署・支署・出張所の救急車、救急車搭載型消防救急艇等の適正な運用により消防救急体制の充実を図ります。 | 全年齢 |

基本方針4 子どもの心身の健やかな成長に資する子育て環境の整備

◆◇推進施策◇◆

【4-1】次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野で連携を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|----------------------|------------|--|---------------------|
| 男女共同参画事業 | 市民参画まちづくり課 | 企業、NPO、地域など、あらゆる主体が協働しながら、男女が家事や育児・介護に共に取り組み、家族みんなが尊重しあって家庭が築けるよう、公開講座による普及啓発を行うとともに、男性の家事・育児参加を促すイベントを行います。 | 全年齢 |
| 男女共同参画に関するパンフレット配布 | 市民参画まちづくり課 | 市民や子どもを対象とした、男女共同参画を普及・促進するための啓発資料を作成し、男女の家事参加や仕事と家庭のバランスなどについて啓発に努めます。 | 全年齢 |
| 親子ふれあい事業【再掲】 | 教育支援センター | 推進施策【2-3】参照 | 小中学生とその保護者 |
| 親子ふれあいコミュニティ広場事業【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【2-4】参照 | 0歳～小学校就学前の子どもとその保護者 |
| はじめてのパパ・ママのための教室【再掲】 | 健康づくり推進課 | 推進施策【3-1】参照 | 妊娠20週～35週の初妊婦と夫 |
| はじめてのママのための教室【再掲】 | 健康づくり推進課 | 推進施策【3-1】参照 | 妊娠16週～35週の初妊婦 |

【4-2】子どもの生きる力の育成に向けた子育て環境等の整備

すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境及び保育環境等の整備を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|----------------|-------|--|---------|
| 学習アシスタント活用支援事業 | 学校教育課 | 学習アシスタントを各小中学校が主体的に活用することにより、児童生徒の基礎・基本と確かな学力の定着を図ります。 | 小・中学生 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|--------------------------|------------------|---|----------|
| 特色ある学校 づくり事業 | 保育・幼稚園課 学校教育課 | 幼児・児童・生徒や地域の実態に即して、市立の各幼稚園・学校の創意工夫を生かした教育活動の開発、教育環境の充実、学習支援など、地域の資源や人材を有効活用しながら特色ある学校づくりを推進し、子どもたちが自ら学び自ら考える力などの生きる力の育成を目指します。また、小学校外国語活動の円滑な実施と、地域人材の活用を支援します。 | 3歳～中学生 |
| 通学区域の弾力的運用 | 学校教育課 | 新入学生とその兄姉を対象とした隣接校区選択制により、教育委員会が指定した学校よりも近い隣接校を選択できる機会を設け、通学距離、通学の安全性等、現在の校区制による問題点に対応しています。また、全市域選択制の中学校9校ではそれぞれの特色を生かした学校づくりを展開します。 | 小・中学生 |
| 教職員研修事業 | 学校教育課 | 教職員の資質向上を図るために、地域の特色と学校のニーズを踏まえた中核市研修を実施しています。今後は、教育研究所の機能を拡充した松山市教育センター（H28年度開設予定）を拠点とし、愛媛大学教育学部との連携等による質の高い研修の提供など一層多様なメニューによって教育専門職としての児童生徒を理解する能力や豊かな思考力を高める学習指導力など教職員の資質・指導力向上につながる研修を実施します。 | 小・中学校教職員 |
| 危機管理マニュアルの作成 (幼稚園・学校) | 保育・幼稚園課 学校教育課 | 市立の各幼稚園・学校で実態に応じて作成している危機管理マニュアルについて毎年見直し・改善を行い、関係職員への周知徹底を図るなど、幼稚園・学校への不審者侵入や非常時に対する対応力の向上を図ります。 | 3歳～中学生 |
| 小規模校等学校間交流等支援事業 | 学校教育課 | 児童生徒のコミュニケーション能力の向上を目的に、小規模校や島しょ部等の学校の児童生徒が、他校の児童生徒等との交流を図るための移動に必要な経費を補助します。 (小中学校11校が実施) | 小・中学生 |
| 幼保小中連携 推進事業 | 保育・幼稚園課 学校教育課 | 就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向け、子ども同士の交流活動や職員の合同研修等を行い、教育内容や教育環境等の充実・改善を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。 | 3歳～中学生 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|----------------------------|------------------|---|------------|
| 幼稚園庭芝生化事業 | 保育・幼稚園課 | 市立幼稚園では、平成26年度までに、園庭芝生化を完了しました。その後も引き続き、保護者や地域住民と協力して園庭の芝生の維持・管理を行い、教育環境の整備に努めます。芝生園庭でのびのびと遊ぶことにより、幼稚園を拠点とした基本的運動習慣の構築やコミュニケーション能力の向上を図ります。また、地域の未就園児親子にも芝生園庭を開放し、地域のよりよい子育て環境づくりに努めます。 | 0歳～小学校就学前 |
| 私立幼稚園の情報提供 | 保育・幼稚園課 | 各施設の協力を得て、利用者支援事業と連携し、認定こども園や保育所と同様に、各幼稚園の情報(子育て支援、預かり保育事業等を含む)を収集し、他の施設の情報と併せて、提供できるように努めます。 | 妊娠期～小学校就学前 |
| 松山市幼児教育研修会 | 保育・幼稚園課 学校教育課 | 市内の保育教諭、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象に、市立幼稚園での園内研修会やその他の研修会及び講演会を実施し、市内幼児教育関係者の資質向上と異校種間の研修交流の機会とし、市内幼児教育の充実を図ります。 | 幼児教育関係者等 |
| 松山市幼児教育連絡協議会 | 保育・幼稚園課 学校教育課 | 市立・私立幼稚園長、公立・私立保育園長、教員養成機関関係者、PTA等が松山市の幼児教育の在り方、市立幼稚園のあり方等について話し合い、幼児教育の充実を図ります。（適宜開催） | 幼児教育関係者等 |
| 特別支援教育事業 | 学校教育課 | 障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が一緒に教育を受けられるように、特別支援教育指導員等が市立の幼稚園や小中学校等に伺い、発達障がい等の幼児・児童・生徒への対応について相談・助言等を行い、障がい等の早期発見・早期支援に努めます。特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、教育相談等を実施し、特性把握や支援の在り方、就学先についての助言等を行います。また、特別支援教育推進協議会の活用や教職員研修の充実を図ります。 | 3歳～中学生 |
| 障がい等のある子どもの「学校生活支援員」活用支援事業 | 学校教育課 | 障がい等のある子どもたちを、障がいに応じて支援することで、一人一人のよりよい教育を保障し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に豊かな学校生活を過ごせるように、学校生活支援員のさらなる資質の向上と適切な配置に努めます。 | 小・中学生 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-----------------------------|---------|---|-----------|
| いじめ対策総合推進事業 (いのちを守る相談事業) | 学校教育課 | 「いじめの問題」について、松山の子どもたちから絶対に犠牲者を出さないことを第一の目的とし、よりきめ細かい対応をするために「いのちを守る相談活動」「子どもから広がるいじめの活動」「いじめ問題対策・サポート事業」「いのちを守り育てる集い」の4事業を積極的に取り組み、いじめの問題の未然防止、早期発見早期解決に努めます。 | 小・中学生 |
| 生徒指導上の諸問題研究委員会 | 学校教育課 | 小中学生の不登校の未然防止を目的として、市内の小中学校ブロック代表の生徒指導主事や関係機関、教育委員会が連携しながら未然防止のための方策を研究し、学校現場で実践することを通して、不登校の予防に取り組みます。 | 小・中学生 |
| 危機管理マニュアルの作成 (公立保育所) | 保育・幼稚園課 | 危機管理マニュアルを各公立保育所で状況に応じ適時見直しを行い、より実効的なものになるようにします。 | 0歳～小学校就学前 |
| 保育教諭及び保育士の研修事業【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【2-2】参照 | 0歳～小学校就学前 |
| 保育園庭芝生化事業【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【2-2】参照 | 0歳～小学校就学前 |

【4-3】家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭及び地域の連携の下に、家庭や地域での教育力を総合的に高める事業を推進します。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|--------------|-------------|---|-------------|
| 夏休み親子消費者教室 | 市民相談課 | 子どものころから消費者問題に関心を持ってもらい、親子でのコミュニケーションを図る目的で、乳製品を使った料理実習と牛乳パックを再利用した「手すきはがき作り」等を行います。 | 小・中学生とその保護者 |
| PTA活動推進事業 | 教育支援センター事務所 | 松山市小中学校PTA連合会や各単位PTAでは、ネット環境の変化に伴う親の関わり方などについての講演会や家庭教育等をテーマにした講座・学習会等を開催し、保護者等の教養や資質の向上を図ります。 また、市では情報交換や交流事業等の様々な活動を支援し、PTA活動の活性化を推進します。 | 小・中学生の保護者 |
| 親子ふれあい事業【再掲】 | 教育支援センター事務所 | 推進施策【2-3】参照 | 小・中学生とその保護者 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-----------------------------------|---|--|-------------------------------|
| 公民館元気活 力支援事業 【再掲】 | 地域学習振興課 | 推進施策【2-3】参照 | 全年齢 |
| 放課後子ども 教室運営事業 【再掲】 | 地域学習振興課 | 推進施策【2-3】参照 | 小学生 |
| 地域子育て支 援拠点事業 【再掲】 | 保育・幼稚園課 子育て支援課 子ども総合相談 センター事務所 | 推進施策【2-1】参照 | 0歳～小学校就 学前の子どもと その保護者 |
| 子育て支援総 合コーディネ ート事業【再 掲】 | 子ども総合相談 センター事務所 | 推進施策【2-1】参照 | 0歳～18歳 |
| 子ども総合相 談【再掲】 | 子ども総合相談 センター事務所 教育支援セン ター事務所 | 推進施策【2-1】参照 | 0歳～18歳 |
| 親子/ふれあい コミュニティ 広場事業 【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【2-4】参照 | 0歳～小学校就 学前までの子ど もとその保護者 |
| 男性セミナー | 市民参画まちづ くり課 | 男性の料理をはじめ、心身の健康など男性特有の問題について学習する機会を設けます。家庭や地域での男性参加を促進することにより、男性が家庭や子育てに目を向けやすい環境づくりに努めます。 | 全年齢の男性 |

【4-4】子どもを取り巻く有害環境対策の推進

雑誌やビデオ等、性や暴力等の有害情報に対して、地域住民とも連携・協力し対策を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|------------------|-------|---|--------------|
| 教育情報ネット ワーク事業 | 学校教育課 | ICTスキルアップ研修会を小中学校の教職員を対象に実施しています。研修会、調査活動に基づく見直し等を継続的に行うとともに、メディアリテラシー（情報を評価・識別する能力）の向上や情報モラル教育の推進を重要な課題とし、小中学校の連携を密にすることで、発達段階に応じた指導が行えるよう啓発します。 | 小・中学校教職 員 |

基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

◆◇推進施策◇◆

【5-1】良質な住宅の確保

良質な子育て世帯向け賃貸住宅の供給支援や、市営団地の整備を行います。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|---------------|-----|---|---------|
| 地域優良賃貸住宅(一般型) | 住宅課 | 子育て世帯に向けた良質な賃貸住宅の整備費用及び家賃を助成することにより、民間事業者主体の良質な賃貸住宅の供給促進を検討します。 | 18歳未満 |
| 市営団地の整備 | 住宅課 | 市営住宅での子育て世帯等の居住安定確保に向け、安全性確保を最優先し、市営住宅耐震化推進計画に基づき、緊急度の高い団地から事業（耐震診断、実施設計、工事）の実施を図り、災害に強い、安心・安全な居住環境の確保を目指します。 | 全年齢 |

【5-2】良好な居住環境の確保

公共賃貸住宅の整備、また建替時の保育所等の施設併設整備を検討します。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|----------|-----|--|---------|
| 公営住宅建替事業 | 住宅課 | 建替時には、子育て世帯等多様な世帯に配慮した良質な住宅を供給し、ユニバーサルデザインの導入や集会所・広場の設置等、居住環境の向上を図ります。 | 全年齢 |

【5-3】安全な交通環境の整備

歩道の整備や松山駅周辺整備事業により交通環境の改善を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|------------|-------|---|---------|
| 安全歩行空間整備事業 | 道路建設課 | 歩道の新設により児童が安心して通学できるよう通学路の整備充実を図るとともに、交差点改良により交通事故を未然に防ぐなど交通安全対策を実施することで、子育て環境の充実を図ります。 | 全年齢 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-----------|----------|--|---------|
| 松山駅周辺整備事業 | 松山駅周辺整備課 | JR松山駅周辺は、JR予讃線により市街地が東西に分断され、交通渋滞や踏切事故の発生など市民生活に多大な支障をきたしていることから、県が事業主体となって実施する鉄道高架事業に併せ、松山駅周辺土地区画整理事業や駅前広場の整備、また路面電車の延伸、関連街路事業を行います。これら事業の完成により、子ども、高齢者、障がい者など、すべての人が公共交通などの相互乗り換えがしやすいユニバーサルデザインに配慮した交通結節点機能を強化するとともに、安全性と利便性を備えた良好な市街地の形成を図ります。 | 全年齢 |

【5-4】安心して外出できる環境の整備

公共施設等のバリアフリー化等を推進し、環境整備を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|------------------|---------|--|-----------|
| 庁内託児室「キッズルーム」の設置 | 保育・幼稚園課 | 子ども連れでも安心して市役所の各種手続をしていただくために、庁舎内託児室「キッズルーム」を設置しています。 | 1歳～小学校就学前 |
| 庁舎のバリアフリー化 | 管財課 | 子ども連れでも使いやすい多機能トイレの設置等の庁舎整備を行います。また、窓口業務のある庁舎へのスロープ等の改良・増設を検討し、庁舎の適正な維持管理・改良に努めます。 | 全年齢 |
| 都市公園のバリアフリー化 | 公園緑地課 | 都市公園入口の段差解消、スロープ設置を検討し、子どもやベビーカー利用者・高齢者・障がい者をはじめ、すべての人が安心して利用できるように努めます。 | 全年齢 |

【5-5】安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等、公共施設での防犯対策を図り安全で安心なまちづくりを推進します。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|------------------|-----------------|--------------|------------------------------|
| 児童遊園地・公園整備事業【再掲】 | 子育て支援課 公園緑地課 | 推進施策【2-3】参照 | 児童遊園地：概ね小学校低学年まで 都市公園：全年齢 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-------------------------|----------------|--|---------|
| 公園内の照明灯などの防犯設備整備と適切な管理 | 公園緑地課 | 夕方から夜間の公園利用者の利便性、安全性の向上を図ることを目的に園内灯等を設置します。また、死角をなくすよう施設の配置やせん定等の管理にも努め、子どもたちにも「安全・安心な公園」づくりを進めます。 | 全年齢 |
| 防犯灯設置助成事業 | 市民参画まちづくり課 | 町内会や自治会などが設置・維持管理する防犯灯の新設工事や器具取替工事・管球取替工事に対し、松山市防犯協会を通じて助成を行い、子どもたちが巻き込まれる夜間の事件や事故の未然防止を図ります。 | 全年齢 |
| 放置自転車対策の実施による歩行者環境の安全確保 | 総合交通課 | ベビーカーの通行や子どもの手を引いて歩くなどの妨げとならないよう、放置自転車に対する警告・撤去活動、巡回整理員による放置自転車の整理、サイクルガイドによる駐輪場利用案内、商店街行事での無料駐輪券配布などを実施し、放置自転車の排除とともに駐輪場利用の定着に努めます。 | 全年齢 |
| 通学路等校区内危険箇所の交通等安全対策 | 学校教育課 保健体育課 | 「通学路の緊急合同点検」で対策が必要とされた危険箇所改善の進捗管理と実施状況の公表を引き続き行うとともに、通学路に限らず校区内の危険箇所への安全対策の調整を行い、関係機関等と連携し、適時その改善に向けた取り組みを推進します。 | 小・中学生 |



基本方針6 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

◆◇推進施策◇◆

【6-1】多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

短時間勤務等多様な働き方の実現に向け、労働者・事業主、地域住民等への広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に推進します。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|------------------------|-----------------|---|---------|
| 企業への意識啓発 | 子育て支援課 地域経済課 | 国や県、雇用関係機関や経済団体と連携しつつ、啓発チラシや各種セミナー、育児に関するポスター掲示等により次世代育成支援対策推進法及び育児・介護休業法等の関係法令の周知を図り、働きながら子育てしやすい労働環境の整備を進めます。 | 企業 |
| 能力開発や適応訓練などの人材育成支援 | 地域経済課 | 企業又は企業団体が、従業員の資質の向上を図るため、公的団体が実施する研修等を受講する際に、その費用の一部を補助することで人材育成・確保を支援します。平成26年度からは、公的団体以外の法人（市内に本店又は支店を有するものに限る）が市内で実施する研修等を受講する場合にも補助するよう対象を拡大しました。 | 企業 |
| 多様化する就業ニーズに対する支援 | 地域経済課 | 関係機関と連携の下、女性や若年者に対して、仕事と家庭の両立及び多様な働き方の実現に向けた職業能力開発や適応訓練などの支援を行うとともに、職場体験セミナーを実施し、円滑に就業に繋がるよう支援を実施します。また、若年求職者の窓口である「ジョブカフェ愛work」（愛媛県若年者就職支援センター。職業相談・セミナーをはじめ職場見学や就業体験を含んだ一連の就職支援サービスを提供）と連携し、個々のケースに応じたキャリアカウンセラーによるきめ細かな対応を図るなど、若年者の雇用対策・人材育成などに取り組みます。 | 求職者等 |
| 男女共同参画事業【再掲】 | 市民参画まちづくり課 | 推進施策【4-1】参照 | 全年齢 |
| 男女共同参画に関するパンフレット配布【再掲】 | 市民参画まちづくり課 | 推進施策【4-1】参照 | 全年齢 |

【6-2】仕事と子育ての両立の推進

教育・保育や児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）の充実等、仕事と子育ての両立支援のための体制整備や、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進します。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-----------------------------------|------------|---|--|
| 児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業） 【再掲】 | 子育て支援課 | 推進施策【2-1】参照 | 小学生 |
| ファミリー・サポート・センター事業 (育児) 【再掲】 | 子育て支援課 | 推進施策【2-1】参照 | 生後6か月の乳児～小学生 |
| 男女共同参画事業【再掲】 | 市民参画まちづくり課 | 推進施策【4-1】参照 | 全年齢 |
| 男女共同参画に関するパンフレット配布 【再掲】 | 市民参画まちづくり課 | 推進施策【4-1】参照 | 全年齢 |
| 松山市テレワーク業務創出・育成事業 | 地域経済課 | 育児や家族の介護などで就業することが困難な人たちに、仕事と家庭の両立が可能となるテレワーク支援事業を実施します。社会的自立を目指す人たちに対する雇用の促進や、在宅で働くことを希望する人への就労を支援します。 | ひとり親家庭等 |
| 育児休業中の育児支援 | 子育て支援課 | 支援者セミナーの開催など、育児休業中の育児を支援する体制を整えます。 | 育児休業取得者 |
| 子育て支援サービス利用料の助成【再掲】 | 子育て支援課 | 推進施策【2-1】参照 | ファミサポ：生後6か月から小学生までの子どもがいる保護者 シルバー人材：1歳から小学3年生までの子どもがいる保護者 |
| 認定こども園【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【1-1】参照 | 0歳～小学校就学前 |
| 幼稚園【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【1-1】参照 | 満3歳～小学校就学前 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-------------------|---------|--------------|---------------|
| 保育所【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【1-1】参照 | 0歳～小学校就学前 |
| 家庭的保育【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【1-1】参照 | 原則として0歳～満3歳未満 |
| 小規模保育【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【1-1】参照 | 原則として0歳～満3歳未満 |
| 居宅訪問型保育【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【1-1】参照 | 原則として0歳～満3歳未満 |
| 事業所内保育【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【1-1】参照 | 原則として0歳～満3歳未満 |
| 事業所内保育施設の設置推進【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【2-2】参照 | 0歳～小学校就学前 |



基本方針7 子どもの安全の確保

◆◇推進施策◇◆

【7-1】子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため警察、教育・保育施設、民間団体等が連携・協力し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|---------------------------|-------------|--|---------|
| 交通安全母の会を中心とした各種交通安全活動への参画 | 総合交通課 | 交通安全教室への参画や、子どもに対する安全指導活動などへの協力を図り、交通安全の重要性について再認識を図るとともに、「交通安全は家庭から」の意識の醸成を図ります。 | 全年齢 |
| 地区交通指導員による指導・啓発 | 総合交通課 | 各地区に交通指導員を配置し、交通安全教室への協力や街頭指導など、地域ぐるみで子ども等の交通弱者を交通事故から守ります。 | 全年齢 |
| 交通ルール遵守の啓発 | 総合交通課 | 交通安全教室、交通安全運動、チラシや市ホームページなどで交通ルール遵守を啓発します。特にチャイルドシートの着用の徹底や自転車利用時のヘルメットの着用、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の利用の呼びかけを行います。 | 全年齢 |
| 児童生徒をまもり育てる日 | 教育支援センター事務所 | PTAや学校関係者、地域住民等で組織する見守り隊の活動や、警察関係者と連携し上下校を見守るなど、児童生徒の安全確保に取り組みます。 | 小・中学生 |

【7-2】子どもを犯罪等から守るための活動の推進

犯罪に関する関係機関との情報交換やパトロール活動の推進、防犯講習など、子どもを犯罪等から守る活動を推進します。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|----------------|------------------|---|---------|
| 警察直通の非常通報装置の設置 | 保育・幼稚園課 学習施設課 | 市立の教育・保育施設及び小中学校（一部除く）等に警察直通の非常通報装置を設置し、乳児・幼児・児童・生徒の安全確保のため、防犯対策の充実を図り、不審者侵入等の突発的な事件に対処します。 | 0歳～中学生 |
| 防犯カメラの設置 | 保育・幼稚園課 学習施設課 | 不審者侵入等を未然に防ぐため、市立の幼稚園・小中学校・保育所（一部除く）に防犯カメラを設置し、子どもたちの安全・安心の確保に努めます。 | 0歳～中学生 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|------------------------------|------------------|--|-----------|
| 教職員を対象とした防犯教室の開催 | 保健体育課 | 警察官等を講師として緊急時の避難方法や不審者対応について学ぶなど、教職員を対象に防犯教室を開催します。また、その実践訓練として、各学校では避難訓練を行います。 | 小・中学校教職員 |
| 緊急避難場所「まもるくんの家」のステッカー配布 | 学校教育課 | 各小学校の通学路を中心に商店や事業所、住宅等に避難場所を表示して、緊急時、児童生徒の保護等、安全の確保を図ります。 | 小・中学生 |
| MAC ネット CSC(子ども安心安全情報配信システム) | 教育支援センター事務所 | 各警察署からの情報提供にもとづき、市内各地域の不審者情報をメールで配信し、情報を共有することで、地域の安心安全な生活につなげます。 | 全年齢 |
| 少年補導事務管理事業 | 教育支援センター事務所 | 青少年の喫煙や万引き等の非行防止を図るため、青少年育成支援委員を委嘱し、「愛の一聲」運動を展開するとともに、学校や地域、さらに警察等の関係機関・団体と連携を図りながら、環境浄化活動や広報啓発活動を実施することで、心身ともに健全な青少年の育成に取り組みます。 | 18歳未満 |
| 子どもの安心安全対策事業 | 生涯学習政策課 | 子ども安全対策会議及びプロジェクト会議を必要に応じて開催し、子どもの安心安全対策を推進します。 | 概ね15歳まで |
| 危機管理マニュアルの作成（公立保育所）【再掲】 | 保育・幼稚園課 | 推進施策【4-2】参照 | 0歳～小学校就学前 |
| 危機管理マニュアルの作成（幼稚園・学校）【再掲】 | 保育・幼稚園課 学校教育課 | 推進施策【4-2】参照 | 3歳～中学生 |

【7-3】子どもを災害から守るための活動の推進

災害発生時や緊急及び非常時に対応できるよう、職員の養成等を行う事業を推進します。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|--------------|----------------------------|--|------------------|
| 命を守る！防災土養成事業 | 消防局警防課 保育・幼稚園課 学校教育課 | 災害発生時に専門的な知識を持ち、適切な対応や指示ができる人材を確保するため、市立幼稚園、小中学校の教職員及び市立保育所の保育士が、松山市消防局が実施する「防災土養成事業」に参画し、防災土資格を取得します。（幼稚園及び保育所1人、小中学校2人程度を配置） | 幼稚園、保育所、小・中学校教職員 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-------------------------------|------------------|---|----------|
| 応急手当普及員の養成 | 保健体育課 消防局警防課 | 学校現場で初動期の救命救急活動が適切に遂行できるよう、松山市消防局と連携し、教職員の応急手当普及員の有資格者の養成講習を計画的に実施します。また、有資格者の全校配置を堅持しつつ、資格更新講習を通してそのスキル維持にも努めます。 | 小・中学校教職員 |
| 危機管理マニュアルの作成 (幼稚園・学校) 【再掲】 | 保育・幼稚園課 学校教育課 | 推進施策【4-2】参照 | 3歳～中学生 |



基本方針8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

◆◇推進施策◇◆

【8-1】児童虐待防止対策の充実

児童虐待に対する総合的な支援に向け、教育・福祉・医療・保健等の関係機関の協力体制の構築、保護者の育児不安に対する相談体制の整備等を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|--------------------------------------|----------------------------|---|------------------|
| 要保護児童対策事業 | 子ども総合相談センター事務所 | 虐待・不登校や問題行動等の要保護児童に適切に対処するために、関係機関等と連携して支援の継続性の確保、総合的な家庭支援、予防的支援の実施に努めます。 | 0歳～18歳 |
| 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業【再掲】 | 子ども総合相談センター事務所 | 推進施策【2-1】参照 | 0歳～18歳 |
| 子ども総合相談【再掲】 | 子ども総合相談センター 教育支援センター事務所 | 推進施策【2-1】参照 | 0歳～18歳 |
| 家庭・子育て相談室【再掲】 | 子育て支援課 | 推進施策【2-1】参照 | ひとり親世帯や寡婦、全年齢の女性 |

【8-2】ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、ひとり親家庭に対する相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-----------------|--------|---|----------------------|
| 子育て短期支援事業【再掲】 | 子育て支援課 | 推進施策【2-1】参照 | 18歳未満の子ども及び緊急一時保護の母子 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 子育て支援課 | ひとり親家庭等が疾病等の事由により、一時的に生活援助が必要な場合、その世帯に家庭生活支援員を派遣して援助を行います。 | ひとり親家庭等 |
| ひとり親家庭等自立促進対策事業 | 子育て支援課 | ひとり親家庭等を対象に、就労に際して必要な知識や技能を身に付けるための講習を実施します。また、養育費相談及び弁護士相談を行います。 | ひとり親家庭等 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-----------------------|--------|---|--|
| 母子生活支援施設の整備事業 | 子育て支援課 | 市内にある母子生活支援施設「小栗寮」は昭和50年に建築されたもので、老朽化が著しく、耐震補強工事とあわせて、大規模改修工事を行います。 | 18歳未満の子どもを持つ母子家庭 |
| 松山市テレワーク業務創出・育成事業【再掲】 | 地域経済課 | 推進施策【6-2】参照 | ひとり親家庭等 |
| 子育て支援サービス利用料の助成【再掲】 | 子育て支援課 | 推進施策【2-1】参照 | ファミサポ：6か月～小学生までの子どもがいる保護者 シルバー人材：1歳～小学3年生までの子どもがいる保護者 |

【8-3】障がい児施策の充実

障がい児が日常生活する上での支援や、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|---------------|--------|--|---------|
| 障がい児の支援事業 | 障がい福祉課 | 補装具の交付・修理、日常生活用具の給付、重度身体障害児（者）住宅整備事業について、当該児の福祉の増進を図ります。 | 18歳未満 |
| 居宅介護・移動支援事業 | 障がい福祉課 | 在宅の障がい児の自立と社会参加を目的として、家庭にホームヘルパーを派遣し、身体、家事や移動の介護サービスを提供します。今後も利用者のニーズを把握しながら、継続して実施します。 | 18歳未満 |
| 障がい児等療育等支援事業 | 障がい福祉課 | 在宅の障がい児の地域生活を支えていくために、障がい児施設機能を活用し療育、相談体制の充実を図ります。 | 18歳未満 |
| 障がい児通所支援事業 | 障がい福祉課 | 通所等による療育を希望する障がい児に対して、生活訓練、社会適応訓練、機能回復訓練、外来相談等を行います。 | 18歳未満 |
| 短期入所・日中一時支援事業 | 障がい福祉課 | 心身障がい児を介護している保護者が疾病等の理由により家庭で介護ができない場合等、（緊急に）施設に短期間入所や日中の活動の場を確保することにより、心身障がい児及びその家族の福祉の向上を図ります。 | 18歳未満 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|--------------------------------|---------|---|-----------|
| 児童発達支援センターひまわり園運営等事業 | 障がい福祉課 | 児童発達支援センターひまわり園運営事業、心身障がい児施設プール開放事業により日常生活動作、運動機能に係る指導訓練等必要な療育を行い、運動機能等の低下を防止するとともに発達を促します。 | 0歳～小学校就学前 |
| 認定こども園、幼稚園、保育所等での障がい児保育の充実 | 保育・幼稚園課 | 研修等を通じて、障がい児に対する理解を深め、職員の資質向上を図ります。保護者や関係機関と連携して、子どもの育ちを共に見守ります。 | 0歳～小学校就学前 |
| 児童クラブの障がい児受け入れ促進 | 子育て支援課 | 児童クラブの施設に障がい児用のトイレや出入口のスロープを整備するなど、障がい児が利用しやすい環境整備を進めます。障がい児を受け入れた児童クラブの状況に応じて支援員等を増員します。 | 小学生 |
| 特別支援教育事業 | 学校教育課 | 推進施策【4-2】参照 | 3歳～中学生 |
| 障がい等のある子どもの「学校生活支援員」活用支援事業【再掲】 | 学校教育課 | 推進施策【4-2】参照 | 小・中学生 |

基本方針9 経済的な支援の推進

◆◇推進施策◇◆

【9-1】経済的な支援の推進

児童手当、児童扶養手当など、各種経済支援を行います。

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|-----------------|--------|---|-------------------------------------|
| 子ども医療助成事業 | 子育て支援課 | 小学校就学前児童の入院・通院に係る医療費と、小学生の入院に係る医療費を助成し、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。 | 【入院・通院】 0歳～小学校就学前 【入院】 小学生 |
| ひとり親家庭医療助成事業 | 子育て支援課 | 所得税非課税世帯を対象に入院・通院の医療費を県市共同で助成するほか、児童扶養手当の所得制限限度額未満の世帯に対しても市独自に助成し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と生活の安定に寄与します。 | 20歳未満の児童とひとり親 |
| ひとり親家庭等自立支援給付金 | 子育て支援課 | ひとり親家庭の自立支援を図るため、職業能力開発講座の受講又は看護師、介護福祉士等の資格の取得に係る費用の一部を支給します。 | 20歳未満の児童を持つひとり親 |
| 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | 子育て支援課 | ひとり親家庭等に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行います。 | ひとり親家庭等 |
| 児童手当支給事業 | 子育て支援課 | 児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図ります。 | 中学生まで(15歳到達後の最初の年度末までの児童) |
| 児童扶養手当支給事業 | 子育て支援課 | ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき手当を支給します。 | 18歳到達後最初の年度末までの児童 |
| 特別児童扶養手当の支給 | 障がい福祉課 | 身体又は精神に中度以上の障がいを持つ20歳未満の児童と生計同一で監護している父若しくは母又は父母に代わって養育している者に対し手当を支給します。 | 20歳未満 |
| 障害児福祉手当の支給 | 障がい福祉課 | 身体障がいや知的障がいを有するため、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の児童に対し障害児福祉手当を支給します。 | 20歳未満 |
| 松山市重度心身障害児童福祉年金 | 障がい福祉課 | 身体障害者手帳（1～3級）又は療育手帳（知能指数50以下）を持つ20歳未満の児童と生計同一で現に監護する者に対し、松山市重度心身障害児童福祉年金を支給することで、障がい児家庭の生活の安定と福祉の推進を図ります。 | 20歳未満 |

| 事業名 | 担当課 | 事業の概要及び今後の方針 | 対象・対象年齢 |
|---------------------|----------------|---|--|
| 重度心身障害者医療費助成事業 | 障がい福祉課 | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は療育手帳B（中度）と身体障害者手帳両方の所持者に対し、医療費の助成を行うことで重度心身障害者の健康管理の向上に寄与し、生活の安定と福祉の推進を図ります。 | 全年齢 |
| 就学援助費支給事業 | 学校教育課 保健体育課 | 経済的理由によって就学困難な児童生徒について就学に必要な費用を援助し、小・中学校での義務教育の円滑な実施に努めます。就学に必要な援助として、学校給食費、学用品通学用品校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、少年自然の家費などを支給します。 | 小・中学生 |
| 子育て支援サービス利用料の助成【再掲】 | 子育て支援課 | 推進施策【2-1】参照 | ファミサポ：6か月～小学生までの子どもがいる保護者 シルバー人材：1歳～小学3年生までの子どもがいる保護者 |
| 私立幼稚園就園奨励費補助事業 | 保育・幼稚園課 | 園児の保護者に対し、保育料等の減免を実施している幼稚園の設置者へ補助金を交付することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。（子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園を利用する場合に限る） | 3歳～小学校就学前 |

